

一般財団法人日本エスペラント協会
青年エスペ란チスト国際行動支援金規程

前書き

国際語エスペラントの普及・発展にとって、青年が直接、国際的なエスペラントの大会・セミナーなどに参加し、エスペラント使用体験を得ることは、貴重な機会となる。青年エスペ란チスト国際行動支援金（以下「本支援金」という。）は、そのような青年の行動を支援する。

第1条（支援金の目的）

本支援金は、一般財団法人日本エスペラント協会（以下「本会」という。）が、青年に対し国際的なエスペラント行事に参加して交流を深めるための資金を供与することを目的とする。

第2条（支援金の管理）

本支援金は、本会の国際部長が管理する。

第3条（支援金の費目）

本支援金は、本会の青年支援基金より支出する。

第4条（供与の条件）

本支援金は、以下の各項すべての条件を満たす者に供与される。

- (1) 該当行事開始日における満年齢が35歳以下の者。なお、満18歳未満の場合は、保護者の同意が必要である。
 - (2) 第5条に示す国際的なエスペラント行事へ参加を予定し、参加後にその詳細報告を行う者。ただし、会計報告は、不要とする。
 - (3) 第8条に示す審査に合格した者。
 - (4) 本会個人会員1人あるいは団体会員1団体の推薦を必要とする。
 - (5) 本会会員もしくは中高生購読者であること。
- 2 一度供与を受けた者への再度の供与は、妨げない。ただし、多くの人に国際交流の機会を与えることを優先する。

第5条（供与対象の行事）

次のいずれかの行事とする。

- ・国際青年エスペラント大会（Internacia Junulara Kongreso de Esperanto）
- ・東アジア青年エスペラントセミナー（Komuna Seminario inter Orient-aziaj Junularoj）
- ・世界エスペラント大会（Universala Kongreso de Esperanto）
- ・アジアエスペラント大会（Azia Kongreso de Esperanto）
- ・その他、審査委員会が認めた国際エスペラント行事

第6条（供与額）

供与額は、10万円を限度として、該当行事の参加費用、滞在費用、往復の旅費を含む額の半額を超えないものとする。

第7条（供与の申し込み）

支援金の供与を希望する者は、原則として行事の1か月前までに、様式1に示す事項を記入して、本会の事務局に送付する。審査委員会は、申し込み受理後2週間以内に供与の判定をする。

- 2 申込は、様式1に示す事項を満たせば、任意の書面または電子メールでよい。
- 3 ただし、18歳未満の者が供与を希望する場合は、保護者が押印した書面の提出を要する。

第8条（審査）

本支援金の供与の判定は、審査委員会の審査による。

- 2 審査委員会の委員は、本会の国際部長が若干名を選出し、本会理事長が任命する。
- 3 審査は、次の項目を総合的に見る。このために面接（電話などを含む）などの手段をとることができる。
 - (1) エスペラント語学力。本会のエスペラント学力検定3級程度以上の語学力を有する。
 - (2) 行事に参加し、エスペラントによる国際交流を深める意志を有する。

第9条（改廃）

本規程は、本会理事会で改廃する。

(2013-02-15施行、2015-03-22改訂、2016-03-20改定、2017-02-01改定)